

「律をめぐる宗教的環境と説話文学との架橋」

趣旨文

オーガナイザー 近本 謙介 (名古屋大学)

鎌倉時代の律の展開において、叡尊教団や忍性の果たした役割の重要性についてはひろく知られている。西大寺真言律の諸地域への伝播・波及を、戒律復興の展開の点から定位することもできるであろう。そのような宗教的環境にあつて、説話文学にも、律が深い影響を与えていることは、『沙石集』所収話における無住の言説等にも確認されるところである。

鎌倉時代を通じた律の広がりを考えるうえで、その前史を見定めることもまた、必須の課題である。そのような問題意識に基づき、本シンポジウムにおいては、入宋僧の動向と系譜を見据える視点から、泉涌寺俊苧に着目する。俊苧の律を行と学の側面から再確認し、南都における律との交差の諸相を検討した上で、戒律復興の様相に迫る。さらに、戒律復興の根幹としてあつた舍利信仰について、律の広まりに伴う資料的展開との相関から定位する。併せて、律をめぐる人的紐帯や聖徳太子信仰における律の歴史観等を確認することで、鎌倉時代の律をめぐる宗教的環境と説話文学との架橋を図る。

説話文学会2016年9月例会シンポジウム「無住—その信仰の軌跡」(於名古屋市立大学)では、無住の信仰の軌跡から律の問題を照射する試みがなされたが、本シンポジウムはそれを承けて、律をめぐる宗教的環境の側面に切り込むことで、両シンポジウムの相乗的研究成果への進展をも意図している。

鎌倉期戒律復興の実像—泉涌寺僧が果たした役割

西谷 功 (泉涌寺宝物館)

鎌倉時代に入宋した俊苧(1166-1227)請来の宋代仏教を踏まえて、無住『沙石集』『雑談集』や元休『徹底章』などの資料を再読し、鎌倉期の戒律復興の「実像」に迫る。

無住の言葉を借りれば、戒律復興には「戒相(学)」と「威儀(行)」の二面がある(『沙石集』卷三)。従来仏教思想史を中心とした戒律復興運動は、「戒相(学)」が中心で思想的な相違面が強調されるばかりで、「威儀(行)」の検討はなされていない。報告者は、これまで俊苧=泉涌寺流が実践した仏道実践・月課年課などの諸儀礼・僧院生活などの「行」的側面の実例を提示し、それらが南都諸寺院で広く受容されたこと、つまり両者が共通・共有した「行」の実態を論じてきた(拙著『南宋・鎌倉仏教文化史論』、2018年、ほか)。

本発表はそれらを概観したうえで、泉涌寺三世長老頼円房定舜による南都・海龍王寺での講義を取り上げ、参学した南都僧(叡尊、覚盛ほか)の活動が、泉涌寺流=宋式の「行」や作法にもとづいて実践されたことを文物や儀礼資料から実証的に考察し、南都諸寺院へ宋式戒律儀礼が伝播し、それによって鎌倉期の戒律復興が達成されたことを述べる。

南都における宋代新潮仏教の流入と復古

大谷 由香 (龍谷大学)

鎌倉時代に入宋した俊苧(1166-1227)請来の宋代仏教を踏まえて、鎌倉期の戒律復興の「実像」に迫る。西谷氏が「威儀(行)」に注目するのに対し、報告者は仏教学の立場から、「戒相(学)」復興の実状を明らかにしたい。

南都における戒律復興は、「通受」と呼称される受戒方法の案出によってなされたことはすでに指摘されるところであるが、実際には「通受」は俊苧が入宋中に宋僧に披露した、日本天台の円頓戒の受戒方法に則ったものである（大谷由香 [2017] 「入宋僧俊苧と南都戒律復興運動」『印度学仏教学研究』65 - 2）。結果的に南都律宗は積年のライバルだった日本天台の受戒方法を採用することになるが、「通受」の根拠となる文献については、日本天台の円頓戒が依拠する経論以外に新しく見出す必要があった。この時の典拠として提出される経論の多くは隋唐新羅の文献であり、俊苧たちが持ち帰ったであろう新しい文献はほとんど使用されていない。

本報告では、俊苧をはじめとした泉涌寺僧によって、最新の仏教学がもたらされながらも、南都において反動的に旧来の仏教学が注目されていったことを明らかにしたい。

称名寺の説話資料と律

高橋 悠介（慶應義塾大学附属研究所斯道文庫）

金沢北条氏の菩提寺である律院・称名寺（現横浜市金沢区）の聖教を通して、戒律復興や舍利信仰を背景とした説話について考えてみたい。例えば、称名寺聖教『舍利要文』は、諸經典中の舍利に関する記事の抜書を主とした聖教で、律宗における舍利信仰の一端をうかがわせるが、その中に「異砂記 解脱上人」として始まる一節がある。これは、大和国・虚空蔵寺（現奈良市虚空蔵町の弘仁寺）の側の古塔の地から採れる砂を仏舍利とした話で、ほぼ同話が『溪嵐拾葉集』巻第十一にも解脱上人貞慶の撰述としてみえており、大正蔵の本文を「異砂記」によって改め得る。そして、ここに戒律復興に先駆的な役割を果たした貞慶に関わる舎利の霊験譚が、律宗の舍利信仰の中に受け継がれているのを確認することができる。また、あわせて、戒律に照らして懺悔を行う「布薩」に際して書かれた説草中の説話などについても、その場の問題を含めて考察したい。

北京・南都における律の展開と交差をめぐる史料と言説

近本 謙介（名古屋大学）

凝然『律宗瓊鑑章』には、鳥羽天皇の御宇にすでに律の廃れた状況であったことが説かれている。当時の戒律復興の営みとして、実範による『東大寺戒壇院受戒式』の作成や唐招提寺の復興事業があり、律の系譜は興福寺においては実範・蔵俊・覚憲・貞慶から戒如や覚真等を経て、覚盛や叡尊へと継承され展開していく。叡尊や忍性に至る鎌倉時代の律の展開を、院政期からの動向のうちに見据えるとき、南都における律のみならず、入宋僧俊苧による北京律との交差の諸相を探ることが肝要となる。

本報告においては、貞慶や後継の戒如・慶政等の周辺に着目しつつ、北京と南都における律の交差の諸相を、海龍王寺という場や、同寺をめぐる唱導等を取り上げつつ考察を深める。また、叡尊入滅直後にさかのぼる聖徳太子二歳像（1292年・ハーバード美術館保管）には数多くの像内納入品が納められており、それらは叡尊教団の尼僧等との関係を深く示唆するものである。それらのうち、『四分律』とかかわる袈裟・衣に関する言説からは、叡尊教団における北京・南都の律の展開史観を窺うことができる。こうした史料を併せ考えることを通じて、鎌倉時代の律における叡尊前史と叡尊周辺への継承と展開の様相を明らかにする。

『高野山往生伝』における密教と浄土教―中世高野山信仰についての一考察―

名古屋大学博士研究員 郭佳寧

往生伝は仏の浄土に往生した人々の伝記を集めたものであり、日本における往生伝の編纂は古代から近世まで続けられていた。文治（1185～1189）頃の成立と推測される法界寺沙門寂如撰『高野山往生伝』は、信仰を内面化する作品として、古代的往生伝から中世的往生伝への架け橋であると位置付けられる。本発表は、『高野山往生伝』の読解を通して中世における高野山信仰に接近しようとする考察である。『高野山往生伝』に関する先行研究は、村上弘子氏が作品の書誌的情報についての調査研究、苦米地誠一氏による成立時期と成立背景の検討、更に田嶋一夫氏による編者の確定、及び往生伝のなかにおける歴史的意義をめぐる検討が中心であった。しかし、『高野山往生伝』の内容分析、即ち『高野山往生伝』そのものの世界への考察まだ充分とはいえない。『高野山往生伝』の序文において、編者の寂如は“一寺”という言葉を用い、“一寺”に限って往生伝を編纂すると語った。寂如が“一寺”の往生伝を制作することは、真言僧が住山する高野山一山でまとめる専修的な属性があると指摘された。しかし、当時の高野山において金剛峯寺とその許での諸院、特に大伝法院や聖たちの別所の存在を考えた時、“一寺”とは複雑な様相を呈する。そのような状況を考えると、“一寺”の意味は再考される必要がある。また、『高野山往生伝』に記される往生人の多くは外より高野山に登った人であり、臨終の際にも真言密教の行のみではなく、種々の行儀がみられる。そして、即身成仏を含めて往生する浄土は阿弥陀如来の極楽浄土に限らない。『高野山往生伝』において中世高野山における浄土信仰がどのように反映されているのか、またその中の往生説話について、先行説話と後に成立した作品との比較分析を通して、『高野山往生伝』の独自の構造を考察する必要があると考えられる。

以上の検討により、中世高野山の宗教世界を再認識し、『高野山往生伝』のテキスト分析を通して、中世高野山の霊地信仰を語る歴史叙述資料としての特徴を明らかにする。

『古事談』と『今鏡』の関係について―直接関係説の否定―

二松学舎大学大学院博士後期課程 鈴木和夫

『古事談』は、史書や漢文体の貴族日記を典拠として用い、しかも、原典から忠実に書承している説話集として知られるが、今西実氏は、その典拠に『今鏡』を加えられ、和文体を、適宜、漢文体あるいは準漢文体に改めながら書承した、と結論された（『古事談』における伝承―『今鏡』との関係について―『山辺道』一九六五年一二月）。

今西説にこれまで異論はなかったようであるが、改めて『今鏡』と『古事談』とを比較検討してみると、氏の説とは反対に、直接関係を疑わせる例が存すると認められた。また、氏の指摘で重要に思われるのは、『古事談』が、和文体を漢文体やそれに準ずる文体に変更した、という指摘である。これまでの先行研究により、たしかに『古事談』側に改変部分があることは認められるが、それはわずかな部分に過ぎず、氏が指摘するほどの大胆な改変は認められない。また、『古事談』中には和文体の残っている説話が散見されるから、すべて漢文体に改めたともいえないし、益田勝実が指摘したように『古事談』は本来「抄録の文芸」だと言われる。以上ことから、二書の典拠が共通であった可能性も想定しつつ、その関係性については改めて慎重にみていく必要がある。こうした議論は、単に『古事談』と『今鏡』との出典関係如何に留まらず、『古事談』の書承態度および説話形成の方法に関わる問題といえる。換言すれば、『古事談』という説話集の性格を捉えるために、書承

態度や説話化の方法の考察は不可欠な基礎的研究であると考えられる。

そこで本発表では、今西氏の説を踏襲した場合に生ずる疑問を本文比較を通じて挙げ、また、先行研究を踏まえて、『古事談』の書承態度や説話化の方法などを確認し、さらに、『今鏡』の典拠となった資料や叙述方法についても触れながら、『古事談』と『今鏡』の直接関係を否定し、合わせて『古事談』の書承態度について再度の検討を図っていきたい。

大江匡房と藤原基俊

慶應義塾大学 佐藤 道生

『今鏡』巻二「もみぢのみかり」に白河天皇（一〇五三—一一二九）の文化史上の事蹟を記した中に、次のような説話が見出される。

天皇が『和漢朗詠集』所収の摘句の全文を集めることを思い立ち、それを大江匡房（一〇四一—一一一一）に命じた。匡房がその作業に従事する中で、李嘉祐の詩句「千峰鳥路含梅雨、五月蟬声送麦秋」（夏、蟬 193）の全文を探しあてられないでいたところ、「ある人」が匡房を出し抜いて、その全文を天皇に奉った。匡房はそれを偽作と見抜いていたが、果たして後に真の全文が見つかり、「ある人」の奸計が明らかになった。

この説話は後代の資料ではあるが、『和漢朗詠集永済注』や『歌苑連署事書』にも取り上げられていて、こちらでは偽作を藤原基俊（一〇五六—一一四二）のしわざとしている。それ故、この説話は基俊の常軌を逸した性格を示す例証として取り上げられることがあるが、説話の意味する所はそれだけではないように思われる。当時の貴族社会では、男子が元服する直前の十歳頃になると、然るべき儒者を師として、漢学の学習を始める慣習があり、その師弟関係は終生続いた。匡房と基俊とがこのような師弟関係にあったとすれば、『和漢朗詠集』所収句の全文収集は匡房単独の作業ではなく、門弟を総動員しての大事業であった様相を帯びてくるであろう。本発表では、両者が師弟関係にあったことを窺わせる事例を挙げ、説話に隠された真実に迫ってみたい。

『徒然草』第一六二段考―承仕法師の罪と罰―

京都橘中学校・高等学校非常勤講師 池上 保之

『徒然草』第一六二段は、兼好の伝え聞いた話を書き留めた説話的章段の一つである。遍照寺の承仕法師は、日頃、池の鳥に餌をやり、飼いつけていたのだが、ある時、餌を堂の内まで撒き、誘い入れ扉を閉じて虐殺した。その物音を聞いた村人たちが大挙してこの法師を捕らえ、検非違使庁へ突き出した。法師は首に殺した雁を掛けられて禁獄された。

この章段について、従来の注釈書等では、寺内で殺生を犯す狂気の法師の残虐さが言挙げされてきた。確かに、法師が大量の大雁を、堂内で捻じり殺すという凄惨な場面が描かれてはいる。ただ、注意しておきたいのは、この雁のような水鳥は、単なる野鳥ではなく、食用とされ取引の対象ともなるものであったという点である。よって、法師はただ残虐な嗜好のために、野鳥を虐殺したのではなく、美味で商品ともなる食糧を、効率的かつ大量に収穫していたとも読み取れる。

こう考えることで、村人たちの行動の意味も正しく理解される。池の鳥は、いわば山川藪沢の公共資源であり、法師の収奪は看過できない不当行為であって、権利を侵害された村人たちは、法師を司直（＝検非違使）に委ねたというわけである。その結果、突き出された検非違使庁で、法師の首に雁をかけて投獄したというのも、盗品を首に掛けて連行する作法（『古今著聞集』四三七）に沿ったものであった。

本段は、これらすべてを含蓄する話と読まれるべきで、それゆえに兼好が記し留める価値を認めたのである。承仕法師の罰当たりな残虐さにも目を奪われてはなるまい。

以上、本発表では、歴史学からの知見にも学びつつ、当代の社会状況を考慮した上で、『徒然草』第一六二段の再読を試みる。併せて、このような話を記し留めた兼好の意図が、『徒然草』全体の中にどう位置づけられるかについても考えてみたい。

『寺徳集』の構成―園城寺・寺内伝来本を手掛りに―

北海道教育大学釧路校 石井 行雄

園城寺内に伝来している『寺徳集』は、現在までに四本確認されている。

本発表では、『続群書類従』所収『寺徳集』と、これら四本を対照しつつ、『寺徳集』の構成を考える。

編者「水心」について『寺門伝記補録』十六に、次のように録す。

泉恵 本寺北林房。自号ニ水心法師^一。延慶三年十一月九日。投ニ拜前大僧正長乗^一。受ニ阿闍利位灌頂于唐院^一。康永三年秋。撰ニ『寺徳集』並『新羅問答抄』^一。今行ニ于世^一。

又、寺内伝来四本はいずれも、『続群書類従』十三頁上段十一行目と十二行目との間に、次の一文を挟む。

於下帖者、明日可記之。已上中書也^{ニタ}

これらを手掛りとして、現『寺徳集』は、『寺徳集用訓書』と『新羅明神問答抄用訓書』とを合綴し、それを総撰して『寺徳集』と称していることを示す。

その上で、現『寺徳集』下の部分は、『新羅明神問答抄(用訓書)』として独立のものであり、有年記の新羅明神資料として、有益なものであることを示す。

『寺門伝記補録』には「康永三年秋」に撰したとされながら、現『寺徳集』上・序(続群四頁)には「康永第三曆仲冬三夕」とあり、差違がある。現『寺徳集』上つまり『寺徳集用訓書』の撰が「仲冬」のことであったとすれば、『新羅明神問答抄用訓書』の撰は、それに先立つ「康永三年秋」から同初冬のことであり、既撰の『新羅明神問答抄用訓書』と一対にする意図で、『寺徳集(雑談)用訓書』三帖の撰出を企てたのが「仲冬」のことだったのではなからうか。それ故『寺徳集用訓書』の中には、新羅明神に直接係わる内容含まず「上帖多分記大師徳行門徒大旨」「中帖多分記諸門跡之美談」「下帖多分記諸先徳之行業」と言う三帖の撰著を志向したものの、三帖を成すことかなわず、現『寺徳集』上の分量で終ったため、『新羅明神問答抄用訓書』と合綴し、上下二巻仕立てとなったと思われる。

この事情を察し難くなつた時に、例えば尊通は

一本如^レ此也。若如^ニ此本^一者三帖可^レ有^レ之歟。又此内三帖有^レ之歟。又舜清本^ニ上下二字有^レ之未得其意(続群、二十五頁)

と記すようになり、明応七年には尊琇も尊通の語を録するようになったものと思われる。

今出河一友による石上神宮由緒記の生成―「家の由緒」との連関―

桃山学院大学共通教育機構 向村 九音

石上神宮(奈良県天理市)は主祭神を布都御魂神(武甕槌神の平国^{くにむけ}の劍の神気)、布留御魂神(天璽瑞宝十種の神気)、布都斯魂神(素戔嗚尊の十握劍の神気)とし、神劍を祀る神社として名高い。近世には石上神宮について種々の由緒記が述作されたが、その担い手の一人であり、特に多くの典籍を著したのが今出河一友である。一友は十八世紀初頭を中心に大和国諸社の由緒記を述作した在地の神道家であり、後代にわたって

その著作が神社の由緒を規定することが多かった点で注目される人物である。

本発表では一友の手になる石上神宮の由緒記のうち、『物部氏口伝抄』『石上布留神宮略抄』を中心に取り上げ、一友がいかなる言説をもって石上神宮の由緒を紡いだのか、検討する。この時注目されるのが、布都斯魂神と出雲建雄神（若宮）の祭祀の由来である。一友は布都斯魂神を布都御魂神と布留御魂神に遅れて祭祀された「加祭」の神として位置づけ、布留御魂神との同体を説いた。同時代にその祭祀が否定されることもあった布都斯魂神の鎮座を確たるものにしようとしたと言える。この時、布留宿禰（神主忌火の祖）による祭祀が語られることが布都斯魂神鎮座を説く上で重要なはたらきをしたと考えられる。また、両書の若宮関連条では、布留神劍が布留川を流れ来たり、女人の洗う布に留まったという『源平盛衰記』『平家物語』などにみる伝承に言及される。『物部氏口伝抄』においては布留神劍＝若宮＝天叢雲劍は如上の伝承の劍にあらざるとされるが、『石上布留神宮略抄』では若宮の鎮座を語るためにこの説が採られる。同一人の手になるであろう両書でこのような齟齬が生じた背景として、『石上布留神宮略抄』が社人の祭祀権を保証するはたらきを担っていたことが考えられる。本発表では「神社の由緒」が持つ、社家・社人の「家の由緒」としての側面について追究したい。

光秀の連歌と明智が妻の咄―説話に見る連歌興行―

帝塚山学院大学名誉教授 鶴崎 裕雄

① 近鉄伊勢市駅近くの和菓子老舗横の植え込みに、「月さびよ明智が妻の咄せむ」の芭蕉の句碑。

元禄二年（一六八九）九月、伊勢山田の島崎^{ゆうげん}又玄宅に滞在。又玄は伊勢大神宮の御師^{おし}だが、落ちぶれて

貧乏。又玄の妻が芭蕉を持ってなす。「芭蕉真蹟懷紙」に、

將軍明知が貧のむかし、連歌会いとなみかねて侘侍^{わび}れば、其妻^{その}ひそかに髪をきりて、会の料にそなふ。

明知いみじくもあはれがりて、いで君、五十日のうちに興にもものせんといひて、頓^{やが}て云けむやうに成ぬとぞ。

月さびよ明知が妻のはなしせむ ばせを

又玄^{いうげん}子妻にまいらす。

「明智が妻」は天正十年六月に本能寺の変で信長を襲った明智光秀。信長に従って上洛以前は不明。↑高柳光寿『明智光秀』（昭和33年）。

② 光秀が浪人中、連歌会を開く費用がなく、光秀の妻が髪を売る話は芭蕉より後世の麦水の『俳諧蒙求』や大田南畝の『二話一言』に掲載。

主への裏切り、反逆といった悪のイメージが強い光秀だが、伝えられる伝承には誠実・実直の話がある。

③ 西鶴の『武家義理物語』二人の美人姉妹を持つ人物が、光秀の出世振りを見て光秀を婿にと望み、姉と婚約させるが、姉は痘瘡で醜くなり、親は妹を嫁がそうとしたが光秀は婚約通り醜い姉と結婚。

④ 連歌興行のための費用。狂言『箕被』（妻の実家から借金）・『千切木』（連歌会が潰されて皆で打擲）。

⑤ 伝承が纏わり付きやすい連歌興行。徳川氏の伝承 『松平氏由緒書』三河国松平郷（豊田市）。

⑥ 連歌好きの光秀。坂本城の眺望『天王寺屋茶会記』、連歌へのエネルギー『一日五吟千句』（大阪天満宮）

⑦ 『愛宕百韻』 「時は今天が下知る五月哉」

⑧⑦については改めて論じたい。